

## 一般社団法人城北会 代議員選出および理事候補者推薦依頼に関する公告

城北会会員の皆さま

城北会は2016年4月1日にそれまでの任意団体から一般社団法人城北会として再出発いたしました。定款<sup>[注1]</sup>にあるように、一般社団法人としての城北会の構成員（法人法に言うところの「社員」）は、各卒業年次から、および、認定支部組織<sup>[注2]</sup>から選出される代議員です。現在の代議員の任期が2018年3月31日で満了することから、定款第14条に基づき、次期の代議員の選出を各卒業年次および認定支部組織宛に依頼しています。

来年5月に予定されている定時代議員総会において、代議員の中から理事が選ばれます。定款第20条に基づき、理事候補者の推薦も各卒業年次および認定支部組織に依頼しているところです。

各卒業年次や認定支部組織への依頼は、現在の理事・代議員宛に下記の依頼状を送付することによって行っています。現在の理事・代議員には「選出母体の構成員とよく相談した上で」選出・推薦を行うようお願いしているところですが、会員各位におかれましても、城北会の運営ならびに代議員選出および理事候補者の推薦に関心をもっていただきたく、ここに公告いたします。特に、今期代議員を出していない卒業年次は、少なくとも1名の代議員を出していただくようお願い致します。

また、定款第21条の定めにより、代議員総数の1/30以上の連名によって監事候補者を推薦できることとなっていることを併せてお知らせいたします。

なお、今期の代議員、理事、監事のリストは城北会誌52ページに掲載されていますので、ご参照ください。

城北会会長 岡村 正

[注1] 城北会定款は城北会 HP の <http://toyamaob.org/pdf/teikan.pdf> に掲載されています。

[注2] 認定支部組織とは： 城北会会員の様々なタテの繋がりに基づく支部組織（クラブ OB/OG 会、地域城北会、職域城北会、海外支部など）のうち、代議員や理事を出すことを希望するものは「認定支部組織」となる必要があります（定款第14条）。認定支部組織の申請手続き等は事務局にお問い合わせください。

————— 2017年11月17日 理事・代議員宛て メール送付 —————

理事・代議員各位

平成29年11月17日

城北会会長 岡村 正

一般社団法人城北会 代議員選出・理事候補推薦のお願い

平素より城北会の活動にご尽力いただき、ありがとうございます。一般社団法人としての城北会も2年目の半ばを過ぎ、来年度は改選期を迎えます。つきましては、平成30年度・31年度の2年間を任期とする代議員（法人法上の社員）の選出および理事候補の推薦を、添付いたしました実施要領にしたがって進めてくださるようお願いいたします。

なお、実施に当たりましては、各年次で担当理事をお決めいただき、ご意見を集約の上、

担当理事が1枚にまとめてご報告くださいますようお願いいたします。

## 一般社団法人城北会 代議員選出・理事候補推薦 実施要領

同期の方々にご相談いただき、必ずご本人の承諾を得た上で報告用紙にご記入、できるだけ1月31日(水)までに、事務局宛てご報告ください。

なお、ご報告が遅れる場合は事務局までご一報ください。その場合も、3月13日(火)の3月度理事会までには決定していただきますようお願いいたします。

記

---

☆ 定員および就任条件・任期 定款および細則に依るものです。

### 1. 代議員

定員 各年次 8名以内

諸事情により9名以上を希望される年次は、別紙報告用紙に理由を記入してください。ただし、その場合は年次のクラス数を上限といたします。

認定支部組織 1名以内

就任条件

- ① 城北会年会費を納付していること 就任時に29年度分を納付していること
- ② 代議員総会への出席、または書面による議決権行使あるいは代理行使委任の届出により代議員総会に参加できること

任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

### 2. 理事候補 代議員総会で選任後、正式に理事として就任します。

定員 各年次 3名以内 代議員の中から推薦していただきます(代議員兼任)。

認定支部組織 1名以内 同上

就任条件

- ① 年6回予定される定例理事会に、各年次理事が複数回出席できるよう調整し合うこと  
ただし、委任状は認められませんので上記を「努力目標」として捉え、各々が最低年1回は出席できるようご配慮ください。
- ② 就任時、代議員総会開催時期に、理事就任承諾書および住民票の提出ができること  
(ただし、重任の場合は住民票提出は必要ありません)
- ③ 城北会の電子広告の理事名簿(氏名のみ)への記載が承諾できること

任期 平成30年度代議員総会～平成32年度代議員総会

---

◎ 平成30年度代議員総会の開催は、現在、5月19日あるいは26日(土)を予定しています。

◎ 本件に関するご質問・お問い合わせは、城北会事務局までお願いいたします。

電話：03-3202-3349 FAX：03-3202-3740

E-mail：johoku@toyamaob.org

〒162-0052 新宿区戸山3-19-1 戸山高校内